

4月1日から

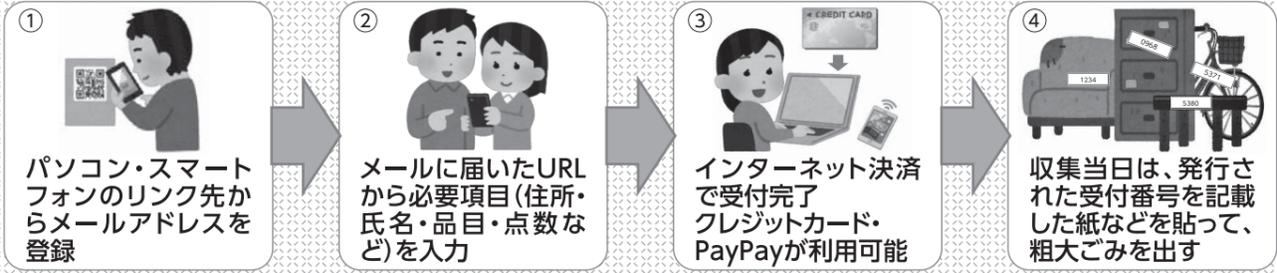
# 粗大ごみをインターネットで 受け付けと決済を開始

## リユース(再利用)を促進 連携協定締結

市は、一般廃棄物処理基本計画の中で、施策の基本方針の一つとして「リユース(再利用)の促進」を掲げています。ごみとして処分する前に再利用可能なものをリユースにつなげていくことを目的として、3月13日にリユース事業者2者「株式会社エンタープライズ・株式会社モティー」と連携協定を締結しました。

市減量推進課Tel784-8110

## 受け付けの流れ



782・0968  
市環境クリーンセンターTel

市環境クリーンセンターは、市の家庭から出る粗大ごみについて、従来の電話受け付けに加え、4月1日からインターネットによる受け付け・決済を開始します。  
**インターネット受け付けなら当日の立ち合い不要!**  
インターネット受け付け・決済は、クレジットカードかPayPayでの事前支払いとなり、当日の立ち合いの必要がなくなります。  
受け付け方法は上図の通り。粗大ごみは▽1回の収集申し込みは5点まで▽品目の大きさ(最大の幅と高さ)を確認▽建物の外で収集車が横付けできる場所に出す▽インターネットで予約した人は、必ずすべての品目に、受け付け番号を書いた紙などを貼付(貼付していない、申し込みしていないものは収集しません)。  
従来通り電話で申し込みの場合や粗大ごみに関する問い合わせは直接、粗大ごみ受け付けセンターTel769・5380へ。処理手数料は現金での支払いのため、当日立ち合いが必要。  
詳しくは市ホームページ(下記)から読み取り可)で確認を。



## 公募型協働事業提案を募集

市は、市民活動団体などが経験や知識を生かし、行政と協働して取り組むことにより効果の上がる公益的な事業を次の通り募集します。  
応募期間は4月1日～5月31日。  
対象は、市民活動団体が非営利活動法人、事業者。  
提案できる事業は、市内で実施するか市民が主な担い手・参加者で、市総合計画に沿った事業。



応募方法など詳しくは、市役所1階のまちづくり推進課などにある募集要項か市ホームページ(下記)から読み取り可)で確認を。  
◎公募型協働事業提案制度対策講座を開催 4月21日(日)午前10時、スワンホールで。  
提案予定の団体は原則出席を。  
定員15人。無料。  
市市民まちづくりプラザTel780・1234へ。  
先着順。  
\* \*  
市市民まちづくり推進課Tel780・3533。

◆地域子育てバックアップ事業補助金を交付 市は、市内で子育て支援活動を行う団体に地域子育てバックアップ事業補助金を次の通り交付します。  
【対象団体】市内で長期間継続的・自主的な子育て支援活動に取り組む、次の全てに該当する団体▽5人以上で構成し、構成員の3分の2以上が市内在住▽宗教・政治・営利活動でない▽市から他の補助金を受けていない。

【対象事業】子育て交流事業、協同保育事業、その他の子育て事業(いずれも一定の条件あり)。  
【補助金額】予算の範囲内で1団体につき、年50万円上限。審査あり。  
市役所2階の子育て支援課にある申請書(市ホームページからダウンロード可)を提出してください。

## クリーンランド 各種イベント



4月21日(日)、豊中市伊丹市クリーンランドで次の通りイベントを開催します。  
無料。当日直接、会場へ。  
◆展望フロア一般開放デー 午前10時～午後3時。  
【ごみ焼却施設見学】午前10時15分、10時半、午後1時半。各20人。先着順。  
【リユースコーナー】不用となり持ち込まれた家具などを譲渡。受け付けは午前11時半まで。希望者多数の場合は抽選。  
【食器リユース市】まだ使える食器を無料譲渡。  
◎ひろばイベント 午前10時～午後3時。分別釣りゲームと食器リユース市。  
◎ジョイントひろばリユースマーケット出店者募集(右下写真) 5月19日(日)に開催す

からダウンロード可)に必要な事項を書いて、4月1日～5月31日に直接、同課(Tel764・7711)へ。  
◆各種計画を策定 市は、各種計画を下表の通り策定しました。  
各計画は、市ホームページや各担当課で閲覧できます。

## 策定計画一覧

計画名	担当課	電話番号
市障害福祉計画(第7期)・障害児福祉計画(第3期)	障害福祉課(市役所1階)	784-8032
	こども福祉課(同2階)	784-8127
市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第9期)	介護保険課(同1階)	784-8037
市国民健康保険第3期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画	健康政策課(保健センター)	784-8080

申請方法などは次の通り。  
【対象】市内に住居登録がある65歳以上かその同一世帯の人。  
【対象機器】令和5年12月13日以降に購入し▽「着信前自動警告機能」と「自動録音機能」の両機能を備えた▽(公財)全国防犯協会連合会が推奨する優良防犯電話推奨品目録に記載のある――固定電話機と固定電話に設置する外付け録音機。  
【補助額】▽固定電話機11万円▽外付け録音機5500円(購入額と補助金額のうち低い額。100円未満切り捨て)。いずれも予算額に達し次第、終了。  
【対象】電話機などを購入後、市役所4階の都市安全企画課や支所・分室などにある申請書(市ホームページからダウンロード可)に必要な事項を書き、必要書類を添えて、4月1日～来年1月31日に直接か郵送(必着)で〒664・8503伊丹市役所都市安全企画課(Tel784・8055)へ。  
必要書類など詳しくは、市ホームページ(下記)から読み取り可)で確認を。

